

新潟市水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第51号

新潟市水道法施行条例の一部を改正する条例

新潟市水道法施行条例（平成24年新潟市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。第3号において同じ。）」を加え、同条第3号中「卒業した」の次に「（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号及び第5号において同じ。）」を加え、同条第4号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第8号の規定は、この条例の施行の日以後に技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者について適用し、同日前に当該上下水道部門に合格した者については、なお従前の例による。